



アストラゼネカ(株)米原工場

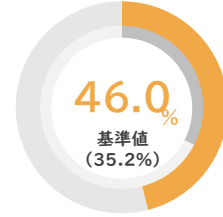
三つ星企業 滋賀県R7の2認証第56号

企業HP

<https://www.astrazeneca.co.jp/>

企業・団体PR

アストラゼネカは、サイエンス志向のグローバルなバイオ医薬品企業です。日本では、主にオンコロジー、循環器・腎・代謝、呼吸器・免疫疾患およびワクチン・免疫療法を重点領域として、患者さんの健康と医療の発展への更なる貢献を果たすべく活動しています。私たちは、多様なバックグラウンドを持つ社員一人ひとりがそれぞれの違いを認め合いながら、自分らしく働ける職場づくりを大切にしています。こうしたインクルージョン&ダイバーシティ（I&D）の推進が、患者さんの人生を変えるイノベーションの創出や、サイエンスを通じた価値提供につながると考えています。今後も、多様性を尊重する企業文化のもと、誰もが安心して働き、成長できる仕組みと環境づくりに力を注いでまいります。



女性正規従業員比率

男女の賃金の差異

公表日【令和6年(2024年)4月1日時点】

対象期間

開始 令和6年(2024年)4月1日

終了 令和7年(2025年)3月31日

全労働者	86.3%
正社員	88.4%
非正規	62.1%

※本数値は女性活躍推進法等に基づく情報公表により算出された数値です。

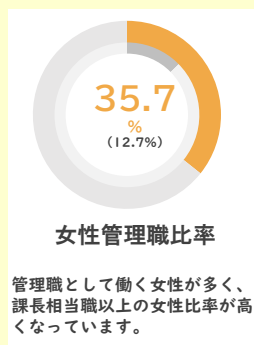
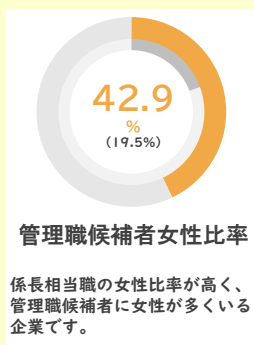
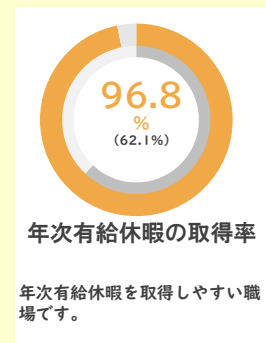
【掲載ホームページ】

<https://www.astrazeneca.co.jp>

※（）内および内側の円グラフは基準値です。基準値とは、項目達成のためのボーダーラインであり、国の統計調査等に基づく全国平均値です。

数値で見る女性活躍推進状況

平均勤続年数の男女差	-1年 (3.9年以内)	勤続年数の男女差が小さい企業です。
男性を100とした場合の女性の平均賃金	79ポイント (74.8ポイント以上)	年間の平均賃金の男女差（男性を100とした時の女性の割合）が小さい企業です。
事務職配置比率の男女差	7ポイント (12.7ポイント以内)	「女性は事務」といった性別を理由とする固定的な配置とならないように努めています。



実施している取組

育休取得者等の業務代替者への支援

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への支援の取組を行っています。

WLB推進企業登録

滋賀県のワーク・ライフ・バランス推進企業として登録されています。

各職務・部署への柔軟な人事配置

女性の担当業務を限定せず、性別に関わりなく各職務・部署への人事配置が行われています。

経営者自らの女性活躍推進への取組

経営者自らが積極的に女性活躍推進に取り組んでいます。

女性管理職登用の目標設定または行動計画の策定

女性管理職登用の目標を設定している、または女性活躍推進法の行動計画を策定しています。

働きやすい職場づくりに向けた取組

育児休業取得者の復帰後の不安を解消するための取組や、社内のコミュニケーション向上等の取組など、働きやすい職場を目指した取組を行っています。

イクボス宣言

代表者がイクボスとして宣言しており、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいます。

研修等や教育訓練機会の整備

女性の活躍を推進するために、研修への参加等に積極的に取り組んでいます。

活躍を推進する体制の整備

女性の活躍に関する専門の組織や担当職を設置するなど、女性活躍に企業を挙げて取り組んでいます。

整えている制度

充実した育休等の制度

育児・介護休業、子の看護休暇等に関わる制度が法定以上に整備されています。

柔軟な出勤・退勤時間

小学校就学後の子の育児や介護のために、フレックスタイムまたは始業終業時刻変更の制度を利用できます。

柔軟に活用できる年次有給休暇制度

時間単位または半日単位で年次有給休暇制度を利用可能です。

出産・介護等による退職者の再雇用制度

結婚・出産・育児・介護等を機に退職した社員を再雇用する制度があります。

子が小学校就学後まで使える短時間勤務等の制度

短時間勤務制度または所定外労働免除制度が子どもの小学校就学後も利用可能です。

働く場所や時間を柔軟に選べる制度

在宅勤務制度やテレワークなど柔軟な働き方ができる制度を導入しています。

特別な有給休暇制度

年次有給休暇の他にも、特別に設けられた有給休暇制度があります。

非正規から正規雇用への転換制度

パート、期間契約社員などの非正規雇用から正規雇用への登用制度があります。

(※記載の数値および取組状況は「米原工場」数値実績となります)

企業プロフィール

会 社 名	アストラゼネカ㈱米原工場		
所 在 地	滋賀県米原市三吉215-31		
電 話 番 号	0749-54-3210	F A X 番 号	0749-54-3218
認 証 期 間	令和8年（2026年）7月3日	～	令和12年（2030年）7月2日
初回認証日	令和5年(2023年)3月22日	(二つ星企業 滋賀県R3認証第128号)	

※本企業情報ページの公表内容は、企業・団体等からの申請によるものです。